

W e b カ ー ロ ー ン	
お申込みいただける方	<p>○申込時年齢満20歳以上の方</p> <p>○勤続年数1年以上の方</p> <p>○年収150万円以上の方</p> <p>※当金庫の審査基準にもとづく審査の結果、ご融資ができない場合がございますのでご了承ください。</p>
お使いみち	<p>ご本人および2親等以内の親族の自動車・二輪車・水上バイク・モーターボート等の購入、車検費用、車庫建設、免許取得費用等、車に必要な費用にご利用いただけます。</p> <p>※事業性資金、個人売買、他金融機関のマイカー資金に関するローンの借換資金にはご利用いただけません。</p>
ご融資限度額	<p>1,000万円以内</p> <p>※組織形態・雇用形態等によりご利用限度額が異なりますので、店頭にてご確認ください。</p>
ご融資期間	10年以内
ご融資金利	<p>固定金利または変動金利のどちらかをご選択いただけます。</p> <p>1. 変動金利を選択された場合の借入利率変更の基準</p> <p>①借入利率については、金銭消費貸借契約書（借入要項）で定める基準金利を基準として、基準金利の変更に伴って引き上げまたは引き下げられます。</p> <p>②基準金利が廃止された場合および金融情勢の変化その他相当の事由により労働金庫が基準金利を適用することを廃止した場合には、当金庫が定める利率を基準金利と読み替えて適用いたします。</p> <p>2. 変動金利を選択された場合の借入利率の変更時期</p> <p>①借入利率は毎年4月1日および10月1日（いずれも当金庫の休日の場合には、翌営業日。以下「見直し基準日」といいます。）に見直します。</p> <p>②見直し後の借入利率は、見直し前の借入利率に今回見直し基準日現在の基準金利と前回見直し基準日（借入日が前回見直し基準日以降の場合は借入日現在の本ローンの適用利率の基準となる当金庫所定の日）現在の基準金利との差を加減した利率とします。</p> <p>③前項により見直した借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年6月の返済日の翌日より、10月1日見直し基準日の場合は同年12月の返済日の翌日より適用されます。</p> <p>④借入利率が変更された場合、当金庫は利率変更の内容について当金庫の本支店もしくはホームページに掲示、または書面により通知いたします。</p> <p style="text-align: center;">【お借入利率・返済試算額については、店頭にてご確認ください。】</p>
ご返済方法	<p>元利均等（毎回の元金と利息の合計額が同じ）による均等返済または均等加算併用返済のどちらかをお選びいただけます。</p> <p>※繰上返済（一部・全額）はいつでも可能です。繰上返済手数料は不要です。</p>
担 保	不要です。

保証機関	原則として保証人は不要です。 ※当金庫指定の保証協会（一般社団法人 日本労働者信用基金協会）をご利用いただきます。
保証料	保証料は当金庫が負担いたします。
ご利用方法	審査のお申込みについては、インターネットによる当金庫ホームページからのお手続きとなります。
費用	他の金融機関等への振込みに係る「振込手数料」、「地区勤労者互助会」への入会金等は、ご融資金より控除させていただきます。
苦情処理措置 (ろうきんへの 相談・苦情 お問い合わせ)	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：四国労働金庫お客様相談センター】 0120-505-690 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp/
紛争解決措置 (第三者機関 に問題解決 を相談した い場合)	弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 受付時間 平日 午前9時～午後5時 ※仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp/